入札公告の変更

平成26年9月11日
国立大学法人東北大学理事　佃　　良彦
◎調達機関番号　415　◎所在地番号　04
○第20号
1　掲載日　平成26年６月20日（号外政府調達第114号）
2　変更内容　16ページ２段目、国立大学法人東北大学に係る「入札公告」第20号中、１⑷Ｂ中「平成27年２月９日」を「平成27年３月10日」に、３⑷Ｂ中「平成26年９月11日14時30分」を「平成26年10月10日16時00分」に、５⑷Ｂ中「By 9 February, 2015」を「By 10 March, 2015」にそれぞれ変更します。

入札公告の変更

平成26年9月11日
国立大学法人東北大学理事　佃　　良彦
◎調達機関番号　415　◎所在地番号　04
○第21号
1　掲載日　平成26年６月20日（号外政府調達第114号）
2　変更内容　17ページ２段目、国立大学法人東北大学に係る「入札公告」第21号中、１⑷中「平成27年２月９日」を「平成27年３月10日」に、３⑷中「平成26年９月11日14時00分」を「平成26年10月10日15時30分」に、５⑷中「By 9 February, 2015」を「By 10 March, 2015」にそれぞれ変更します。

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成26年9月11日
独立行政法人
鉄道建設・運輸施設整備支援機構
契約担当役
鉄道建設本部
北海道新幹線建設局長　金山　洋一
◎調達機関番号　565　◎所在地番号　01
○北海建公告第19号
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　北海道新幹線、野田追トンネル（北）他（電子入札対象案件）
⑶　工事場所　北海道二海郡八雲町地内
⑷　工事内容　本工事は、北海道新幹線新青森起点194㎞630m～199㎞160m（延長4,530m）間のトンネル（延長4,490m）及び土路盤工（延長40m）の工事である。
⑸　工期　83箇月間
⑹　使用する主な資機材
・トンネル　生コンクリート　約55,000㎥　セメント　約6,400ｔ　ロックボルト　約39,200本　トンネル支保工　約1,200基　鉄筋　約200ｔ
・路盤　生コンクリート　約1,100㎥　鉄筋　約220ｔ
⑺　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⑻　本工事は、入札時に施工方法等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の適用工事のうち品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行工事である。
また、本工事は、契約締結後に工事内容の変更について提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。
なお、入札時に施工方法等の提案を行い、その提案が採用された場合には、採用された提案に対する再度の提案は受け付けない。
⑼　本工事は、入札及び提出資料を電子入札システムにより実施する対象工事である。
なお、電子入札システムにより難い者は、契約担当役の承諾を得た場合に限り紙入札に変更することができる。
⑽　本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。本工事では、受発注者間の双務性の向上とともに、契約変更等における協議の円滑化を図るため、契約後受発注者間の協議により総価契約の内訳として単価等を合意することとする。
なお、本方式の実施にあたっては、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」（機構HP：http://www.jrtt.go.jp/03Tender/tender-keiyakuKitei.html）に基づき行うものとする。総価契約単価合意方式の実施にあたっては、単価を包括的に合意する方式（以下「単価包括合意方式」という。）とする。
2　競争参加資格　次に掲げる条件すべてを満たす４者を構成員とする特定建設工事共同企業体とし、かつ、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構鉄道建設本部北海道新幹線建設局長による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた特定建設工事共同企業体とする。
⑴　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構契約事務規程（平成15年10月機構規程第78号）第４条又は第５条の規定に該当しない者であること。
⑵　「平成25・26年度工事競争参加資格確認者」のうち「鉄道建設本部北海道新幹線建設局管内土木」（以下「土木」という。）に係る競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、鉄道建設本部北海道新幹線建設局が別に定める手続きに基づく競争参加資格の再認定を受けていること。）。
⑶　構成員のうち代表者は、土木に係る競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（以下「客観点数」という。）が1,400点以上の者であること。
また、出資比率が第２位の構成員は、土木の客観点数が1,200点以上の者とし、出資比率が第３位の構成員は、土木の客観点数が1,000点以上の者とし、出資比率が第４位の構成員は、土木の客観点数が1,000点以上1,200点未満の者とする。
⑷　すべての構成員は次に掲げる要件を満たすものとする。
構成員のうち代表者は、平成11年度以降に元請として完工（引渡し済みのものに限る。ただし、当機構鉄道建設本部（以下「当機構」という。）発注工事にあっては、一部しゅん功し引渡しとなった部分（当該工事の主たる目的物に限る。）を対象とすることができる。）した次の①及び④の施工実績（当該施工実績が当機構における実績の場合は、工事成績評定点が65点以上のものに限る。また、共同企業体構成員としての実績は、出資比率が10%以上の場合のものに限る。）とすることができる。）を有することとする。
出資比率が第２位の構成員は、平成11年度以降に元請として完工（引渡し済みのものに限る。ただし、当機構発注工事にあっては、一部しゅん功し引渡しとなった部分（当該工事の主たる目的物に限る。）を対象とすることができる。）した次の①又は②、及び④又は⑤の施工実績（当該施工実績が当機構における実績の場合は、工事成績評定点が65点以上のものに限る。また、共同企業体構成員としての実績は、出資比率が10%以上の場合のものに限る。）を有することとする。
出資比率が第３位の構成員は、平成11年度以降に元請として完工（引渡し済みのものに限る。ただし、当機構発注工事にあっては、一部しゅん功し引渡しとなった部分（当該工事の主たる目的物に限る。）を対象とすることができる。）した次の①から③のいずれか、及び④又は⑤の施工実績（当該施工実績が当機構における実績の場合は、工事成績評定点が65点以上のものに限る。また、共同企業体構成員としての実績は、出資比率が10%以上の場合のものに限る。）を有することとする。
出資比率が最下位（最下位の構成員が同率で複数の場合は、そのうち１者に限る。）の構成員は、平成11年度以降に元請として完工（引渡し済みのものに限る。ただし、当機構発注工事にあっては、一部しゅん功し引渡しとなった部分（当該工事の主たる目的物に限る。）を対象とすることができる。）した、次の①から⑤のいずれかの施工実績（当該施工実績が当機構における実績の場合は、工事成績評定点が65点以上のものに限る。また、共同企業体構成員としての実績は、出資比率が10%以上の場合のものに限る。）を有することとする。
①　ＮＡＴＭによる内空断面50㎡以上、延長1,000m以上の鉄道トンネル新設工事
②　ＮＡＴＭによるトンネル新設工事